

徳島県教育委員会規則第七号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用学校職員給与規則」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用学校職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。